

平成21年度「運輸安全マネジメントに関する取組み」結果について
～輸送の安全に係る情報～

「すべての運送事業者は、経営トップから現場の職員に至るまで、輸送の安全が最も重要であることを自覚し、運輸安全マネジメントにより絶えず輸送の安全性の向上に努める」ことを義務付けた『運輸安全一括法』が、平成 1 8 年 1 0 月に施行されました。

これを受け、川崎市バスでは、「川崎市交通局旅客自動車運送事業安全管理規程（以下、「安全管理規程」という。）」を制定し、輸送の安全性の向上に努め、お客様の安全を最優先とした、人にやさしいバスを目指しています。

本件は、旅客自動車運送事業運輸規則に基づき、川崎市バスが平成 2 1 年度に実施した輸送の安全に関する情報及び平成 2 2 年度の取り組みについて、輸送の安全に関する基本方針や輸送の安全に関する目標及び目標の達成状況、事故に係る情報などを公表するものです。

目 次

	ページ
I 運輸安全マネジメントに関する取組み・・・・・・・・・・	3
1 輸送の安全に関する基本的な方針	
2 輸送の安全に関する目標	
3 輸送の安全に関する組織体制及び指揮命令系統	
4 事故災害に関する報告連絡体制及び指揮命令系統	
5 輸送の安全に関する重点施策	
6 安全統括管理者、安全管理規程	
 II 平成21年度の輸送の安全に関する情報・・・・・・・・・・	 5
1 平成21年度の事故削減目標と目標達成状況	
2 自動車事故報告規則第2条に規定する事故に関する統計	
3 平成21年度の輸送の安全に関する取組み	
 III 平成22年度の輸送の安全に関する目標及び計画・・・・・・・・	 10
1 平成22年度の輸送の安全に関する目標	
2 目標達成に向けた取組み	

I 運輸安全マネジメントに関する取組み

1 輸送の安全に関する基本的な方針

輸送の安全に関する基本的な方針を次のとおり定めています。

- (1) 交通局長は、輸送の安全の確保が事業経営の根幹であることを深く認識し、局内において輸送の安全の確保に主導的な役割を果たしてまいります。また、営業所における安全に関する声に真摯に耳を傾けるなど現場の状況を十分に踏まえつつ、全職員に対して輸送の安全の確保が最も重要であるという意識を徹底させます。

(2) 川崎市バスは、運輸安全マネジメントを確実に実施し、安全対策を不断に見直すことにより、全職員が一丸となって業務を遂行するほか、絶えず輸送の安全の向上に努めてまいります。また、輸送の安全に関する情報については、積極的に公表します。

平成18年10月1日制定

2 輸送の安全に関する目標

＜中期的な目標（平成25年度の目標）＞

輸送の安全に関する中期的な目標を「川崎市バス事業ステージアップ・プラン」最終年度である平成25年度末までに、平成16年度の有責事故（当方に過失のある事故）件数39件から、50%減の20件以下を目指します。

3 輸送の安全に関する組織体制及び指揮命令系統

輸送の安全の確保に向けた責任ある組織体制について、経営トップ、安全統括管理者、運行管理者、整備管理者その他必要な責任者を構成員とした、「川崎市バス輸送安全対策推進組織」を別紙1のとおり定めています。

4 事故災害に関する報告連絡体制及び指揮命令系統

自動車事故報告規則に定める、重大事故、若しくは災害等が発生した場合の「事故・災害等に関する報告連絡体制及び指揮命令系統」を別紙2のとおり定めています。

5 輸送の安全に関する重点施策

輸送の安全に関する重点施策を次のとおり定めています。

- (1) 輸送の安全の確保が最も重要であるという意識を徹底し、関係法令等に定められた事項を遵守します。
- (2) 輸送の安全に関する費用支出及び投資を積極的かつ効率的に行うように努めます。
- (3) 輸送の安全に関する内部監査を行い、必要な是正措置又は予防措置を講じます。
- (4) 輸送の安全に関する情報の連絡体制を確立し、局内において必要な情報を伝達し、共有します。
- (5) 輸送の安全に関する教育及び研修に関する具体的な計画を策定し、これを的確に実施します。

平成18年10月1日制定

6 安全統括管理者、安全管理規程

(1) 安全統括管理者

輸送の安全を確保するための事業を統括管理するために、道路運送法第22条の2第2項第4号の規定により、安全統括管理者を次のとおり選任しています。

自動車部長 石川 正俊

(2) 安全管理規程

道路運送法第22条の2の輸送の安全に関する規定に基づき、輸送の安全を確保するために遵守すべき事項を定め、もって輸送の安全性の向上を図ることを目的とした「川崎市交通局旅客自動車運送事業安全管理規程」を別添のとおりに定めています。

Ⅱ 平成 21 年度の輸送の安全に関する情報

1 平成 21 年度の輸送の安全に関する目標と目標達成状況

平成21年度 目標 有責事故 33件以下（平成 20 年度 37 件の 4 件減）
結果 43件となり、目標を達成できませんでした。

〔事故件数の推移〕

	H17	H18	H19	H20	H21
全体事故件数	79	71	85	63	75
有責事故件数(責任割合 1%以上)	47	45	57	37	43
責任割合 50%以上の事故	25	35	36	23	30

〔事故種別件数〕 カッコ内は有責事故件数で内数

事 故 種 別	H17	H18	H19	H20	H21
通行人接触	4 (4)	3 (3)	4 (3)	5(5)	5(5)
乗り降り損じ	2 (2)	0 (0)	2 (2)	0(0)	1(1)
車内事故	17(17)	19(18)	14(14)	7(6)	7(6)
衝突による乗客乗員負傷	12 (4)	7 (6)	5 (4)	10(3)	12(7)
その他人身事故	0 (0)	0 (0)	1 (1)	1(1)	1(1)
人身事故計	35(27)	29(27)	26(24)	23(15)	26(20)
自動車接触事故	43(20)	40(16)	56(30)	38(20)	42(17)
建設物接触事故	0 (0)	1 (1)	3 (3)	2(2)	5(5)
その他物件事故	1 (0)	1 (1)	0 (0)	0(0)	2(1)
対物事故計	44(20)	42(18)	59(33)	40(22)	49(23)
合 計	79(47)	71(45)	85(57)	63(37)	75(43)

〔年間走行距離 10 万 km あたりの事故発生件数〕 カッコ内は有責事故

	車両数 (両)	総走行距離 (千 km)	事故件数 (件)	10 万 km あたりの 事故発生件数(件)
17 年度	333	12,771	79 (47)	0.62 (0.37)
18 年度	324	12,593	71 (45)	0.56 (0.36)
19 年度	324	12,518	85 (57)	0.68 (0.46)
20 年度	324	12,437	63 (37)	0.51 (0.30)
21 年度	329	12,436	75 (43)	0.60 (0.35)

注 10 万 km 走行あたりの事故発生件数 算式＝事故発生件数÷総走行距離×10 万 km

2 自動車事故報告規則第2条に規定する事故に関する統計

〔国土交通省へ報告した重大事故件数〕

	H17	H18	H19	H20	H21
重大事故件数(件)	8	5	7	6	4

〔平成21年度重大事故の内容〕

事故発生日	発生状況	根拠規定
6月2日	バス停に停車中のバスに原動機付自転車が追突し、原動機付自転車の乗員が骨折（無責事故）	第2条第3号
7月10日	矢印信号に従って右折中のバスに、対向から来た信号無視のワンボックスカーが衝突し、乗客乗員が負傷（無責事故）	第2条第4号
9月16日	停車時のブレーキの反動により乗客が転倒、骨折	第2条第3号
11月17日	バス停に停車中のバスにワゴン車が追突し、乗客乗員が負傷（無責事故）	第2条第15号

※第2条第3号に該当する事故とは、死者又は重傷者を生じたもの（14日以上入院、又は入院を要し治療期間30日以上のもの等）

※第2条第4号に該当する事故とは、10人以上の負傷者を生じたもの。

※第2条第15号に該当する事故とは、自動車事故の発生の防止を図るために国土交通大臣が特に必要と認めて報告を指示したもの。

〔国土交通省へ報告した車両路上故障件数〕

36件（第2条第11号）

※第2条第11号に該当する事故とは、自動車の装置の故障により、自動車が運行できなくなったもの

3 平成21年度の輸送の安全に関する取組み

(1) 事故防止計画を策定し、次のとおり実施しました。

- ア 各月の具体的な主題と強調目標の設定及び職員への徹底
- イ 安全運転研修会の実施
- ウ 非常用具・車椅子等取り扱い講習会の実施
- エ 統一調査の実施(日常点検実施状況等9項目の現況調査)
- オ 添乗による乗務観察の実施(合同査察)
- カ 事故警報又は点呼指示事項の発信及び職員への徹底
- キ 車内事故防止対策の実施
- ク 飲酒運転防止対策の実施
- ケ 公共交通機関等におけるテロ対策の実施
- コ 警察、消防機関等と連携したテロ対策訓練の実施
- サ その他輸送の安全の確保に関する個別的な取組み

(2) 事故防止に関する国土交通省、警察、神奈川県・川崎市の行政機関、日本バス協会等と連携して、次の各種運動に取り組みました。

- ア 春・秋の全国交通安全運動（春：4月6日～15日 秋：9月21日～30日）
- イ 夏の交通事故防止運動（7月11日～20日）
- ウ バス車内事故防止キャンペーン（7月1日～31日）
- エ 事業用自動車事故防止コンクール（6月1日～8月31日）
- オ 年末の交通事故防止運動（12月11日～20日）
- カ 年末年始自動車輸送安全総点検（12月10日～1月10日）

(3) 市バス独自の取組みとして、安全推進に関する運動を展開しました。

- ア 無事故運動（年2回 6月・2月）
- イ サービス向上運動（通年）
- ウ 安全運転に効果的なエコドライブの推進（通年）

(4) 輸送の安全に関する教育研修実績

ア 全体研修

- ・安全運転研修（12回、未受講者に対する補講の実施）
- ・非常用具・車椅子等取り扱い講習（6回、未受講者に対する補講の実施）
- ・飲酒運転防止研修（6回、未受講者に対する補講の実施）
- ・ヒヤリハット研修（6回、未受講者に対する補講の実施）
- ・市民(普通)救命士講習
（11回 直営営業所職員受講済み、現在委託先営業所職員を研修中）
- ・接遇研修（7回）

イ 個別研修

- ・事故惹起者への安全運転指導教育（2回）
- ・エコドライブ実地研修（2回）

ウ 運行管理者等研修

- ・営業所職員への運行管理者研修（3回）
- ・運行管理者資格者証取得に向けた基礎講習受講（10人）
- ・運行管理者等一般講習の受講（23人）

(5) 交通事業管理者と現場代表による意見交換会

輸送の安全に関する情報の共有を図るため、交通局長が職員代表と活発な意見交換を行いました。

- ア 運転手、整備職員など営業所職員代表との意見交換会（3回）
- イ 営業所事務職員との意見交換会（6回）
- ウ 新規採用事務職員との意見交換会（1回）

(6) 輸送の安全に関する内部監査

平成21年度は、各営業所において、独立行政法人自動車事故対策機構(NASVA)による「安全マネジメントコンサルティング」を実施し、輸送の安全に関する運行管理体制等が確立され、実施され、維持され機能していることが概ね確認されましたが、一部指摘事項に対して改善に取り組みました。

平成22年度についても、残された課題に対し重点的に取り組むとともに、継続的に検証・見直しを行い、さらなる改善を進めてまいります。

(7) 関東運輸局による巡回監査により指摘された事項等の改善

点呼執行体制の改善や職員の意識改革、第3者機関による運行管理体制の検証に基づく改善など運行管理体制の抜本的見直しに取り組みました。

(8) 輸送の安全に関する予算等の実績額

輸送の安全に関する費用支出及び投資は、輸送の安全対策が効果的に行われるよう重点的かつ効率的に行いました。

区 分	内 容
バリアフリー対応バスの購入	ハイブリッドバリアフリー対応バス6両 最新規制適合バリアフリー対応バス38両
バス停留所施設の整備	停留所上屋10か所 照明付停留所標識20基
運行管理体制の見直し	点呼補助嘱託職員の採用 営業所事務室及び点呼場の改修 第3者機関による運行管理体制の検証
輸送の安全に係る各種教育・研修	全乗務員対象の教育・研修実施
適性診断	NASVAネット導入 適性診断受診
ドライブレコーダーの全車取付	4カメラ常時記録型ドライブレコーダー329台整備
総 額	1, 021, 335千円

(9) 平成 21 年度の取組み総括

事故削減目標の達成に向けた取り組みについては、輸送の安全性の向上を目指し、事故防止やお客様の安全確保のための教育研修を数多く実施しました。しかしながら、責任割合の高い事故が増加するなど事故削減目標を達成することができませんでした。

また、平成 21 年 3 月に発生した、始業点呼及びアルコールチェックを受けずに乗務したことに対して、関東運輸局の巡回監査が実施され、指摘された事項について、点呼執行体制の見直しや第 3 者機関による運行管理体制の検証結果に基づく改善など、運行管理体制の抜本的な見直しに取り組みました。

輸送の安全確保に対する投資といたしまして、事故削減に有効とされているドライブレコーダーを平成 22 年 3 月末、市バス全車両に整備しました。

今後につきましては、運輸安全マネジメントの着実な取組みを展開し、ドライブレコーダーの映像等を活用した、より実践的な教育研修を新たに実施するなど、事故の削減に努めるとともに、運行管理体制のさらなる改善と随時の見直しを行い、輸送の安全性の向上を図ってまいります。

Ⅲ 平成22年度の輸送の安全に関する目標及び計画

1 平成22年度の輸送の安全に関する目標

(1) 設定目標

平成22年度は、平成21年度に責任割合の高い事故が大幅に増加したことを踏まえ、新たに有責割合50%以上の事故を削減目標として設定することにいたしました。

目標件数は、有責割合50%以上の事故の過去5年間の平均が約30件であることから、これを10%以上削減することを目指し、27件以下とします。

また、平成21年度に目標とした責任割合1%以上事故の33件以下について、目標を達成できていないことから再度、目標とします。

〔有責事故件数の推移〕

単位：件

	H17	H18	H19	H20	H21	H22 目標		H25 中期 目標
有責事故件数	47	45	57	37	43	33 以下		20
前年度比較	8	-2	12	-20	6	-10		
責任割合50% 以上の事故件数	25	35	36	23	30	27 以下		

(2) 重点事項

ア 人身事故のうち大幅に増加した衝突乗客乗員負傷事故の原因である自動車接触事故及び建設物接触事故の削減を図るため、「車両特性の把握及び安全確認の徹底」による事故防止に取り組みます。

イ 平成19年度から全国規模で削減に取り組んでいる「車内事故」の防止について、引き続き取り組みます。

2 目標達成に向けた取組み

平成22年度の目標を達成するために、次の課題に取り組めます。

(1) 指導監督の徹底

乗務員指導監督年間計画を策定し、教育研修等を着実に実施します。

(2) 職員の安全意識向上

自動車接触事故及び建設物接触事故の防止等、重点的取組みに向けた周知徹底を強化するとともに、人事評価制度への反映を行います。

(3) 輸送の安全に関する教育及び研修の実施

輸送の安全に関する教育及び研修等については次のとおりとし、専任指導者による研修指導の充実を図るとともに、効果的かつ実践的に実施します。

ア 全体研修

- ・ドライブレコーダーの映像を活用した車両特性及び安全確認に関する研修
- ・安全運転研修
- ・運行管理者による乗務員研修
- ・非常用具・車椅子等取り扱い講習
- ・飲酒運転防止研修
- ・車内転倒防止研修
- ・高齢者疑似体験研修
- ・エコドライブ研修
- ・ヒヤリハット研修
- ・市民(普通)救命士講習
- ・接遇研修

イ 個別研修

- ・事故惹起者への安全運転指導教育
- ・エコドライブ実技研修
- ・車内アナウンス特別指導訓練

ウ 運行管理者等研修

- ・営業所職員への運行管理研修及び運行管理者一般講習の受講
- ・運行管理者資格者証取得に向けた基礎講習受講の促進

(4) 情報の収集

ヒヤリハット情報の収集を行い、情報の共有化を図ります。

(5) 一般適性診断の活用

一般適性診断の結果をもとに、運行管理者による個別指導を行い、安全運行に活かします。

(6) 職員の健康管理の徹底

定期健康診断の確実な受診を促すとともに、定期健康診断後にフォローアップ及び産業医による個別指導を行います。

(7) 各種キャンペーンの実施

関係機関と連携した各種キャンペーンに積極的に参加するとともに、交通局独自の「無事故運動」を実施します。また、危機管理対策として、警察や消防機関と連携した実地訓練を実施します。

(8) 輸送の安全に関する内部監査

平成22年度は、本局における内部監査を実施します。

また、各営業所については、平成21年度に実施した第3者機関による運行管理体制の検証における課題を改善するとともに、随時、自主点検を実施し、担当課による確認を行います。

さらに、運行管理業務に精通した外部機関による点検、検証を行い、さらなる改善に向けて取り組みます。

(9) 運行管理体制の充実・強化

ア 運行管理体制の改善

第3者機関による検証を踏まえた改善を引き続き行うとともに、点呼執行体制や勤務体制等を検証し、見直しを行います。また、外部機関による点検、検証を行い、改善を図ります。

イ 職員の意識向上

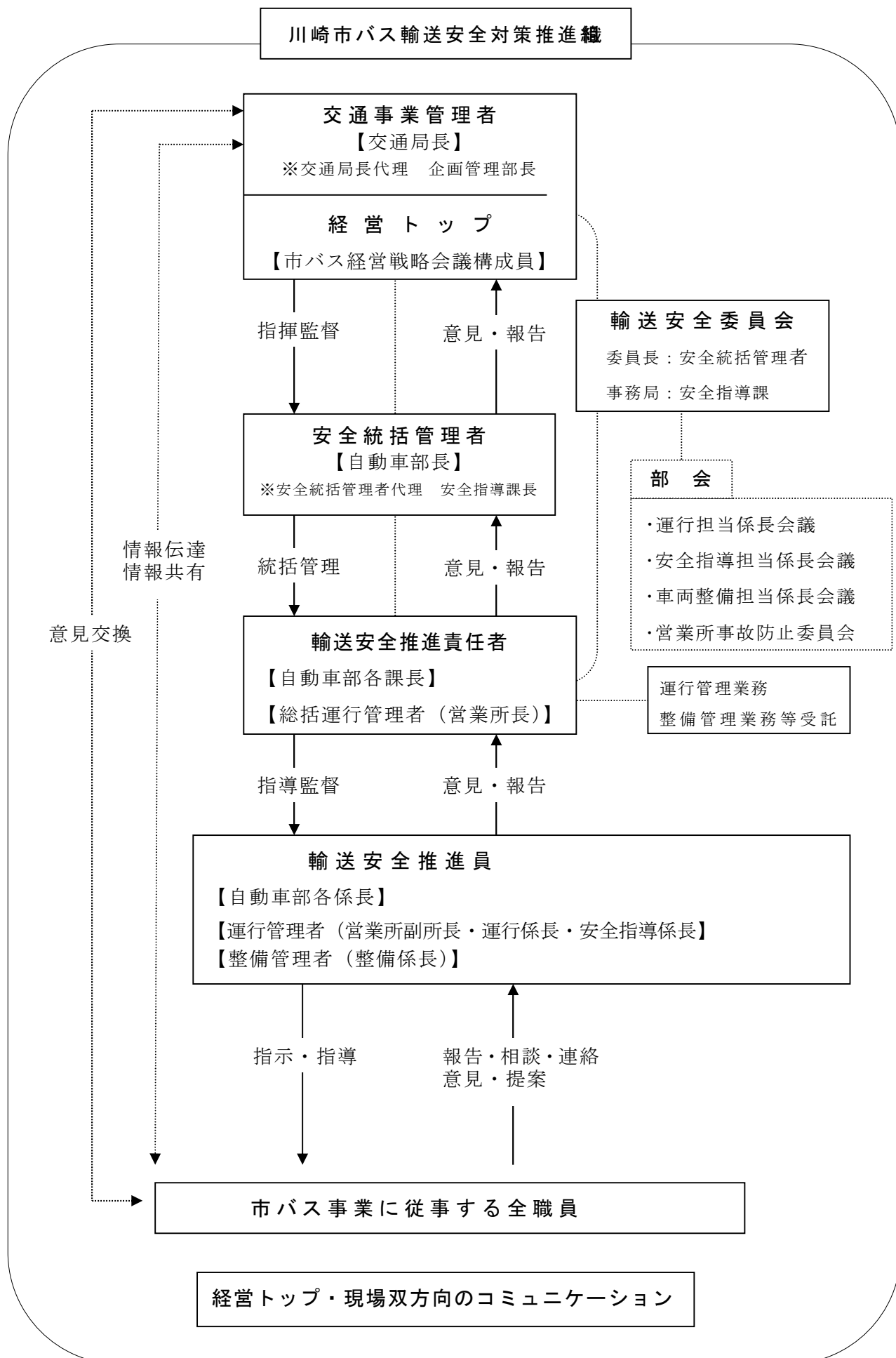
より実践的な研修を行い、コンプライアンスを重視した運行管理意識、安全意識の向上に取り組みます。また、お客様へ安全な運行を提供するため、運転技術の向上を図ります。

(10) 輸送の安全に関する予算等の計画

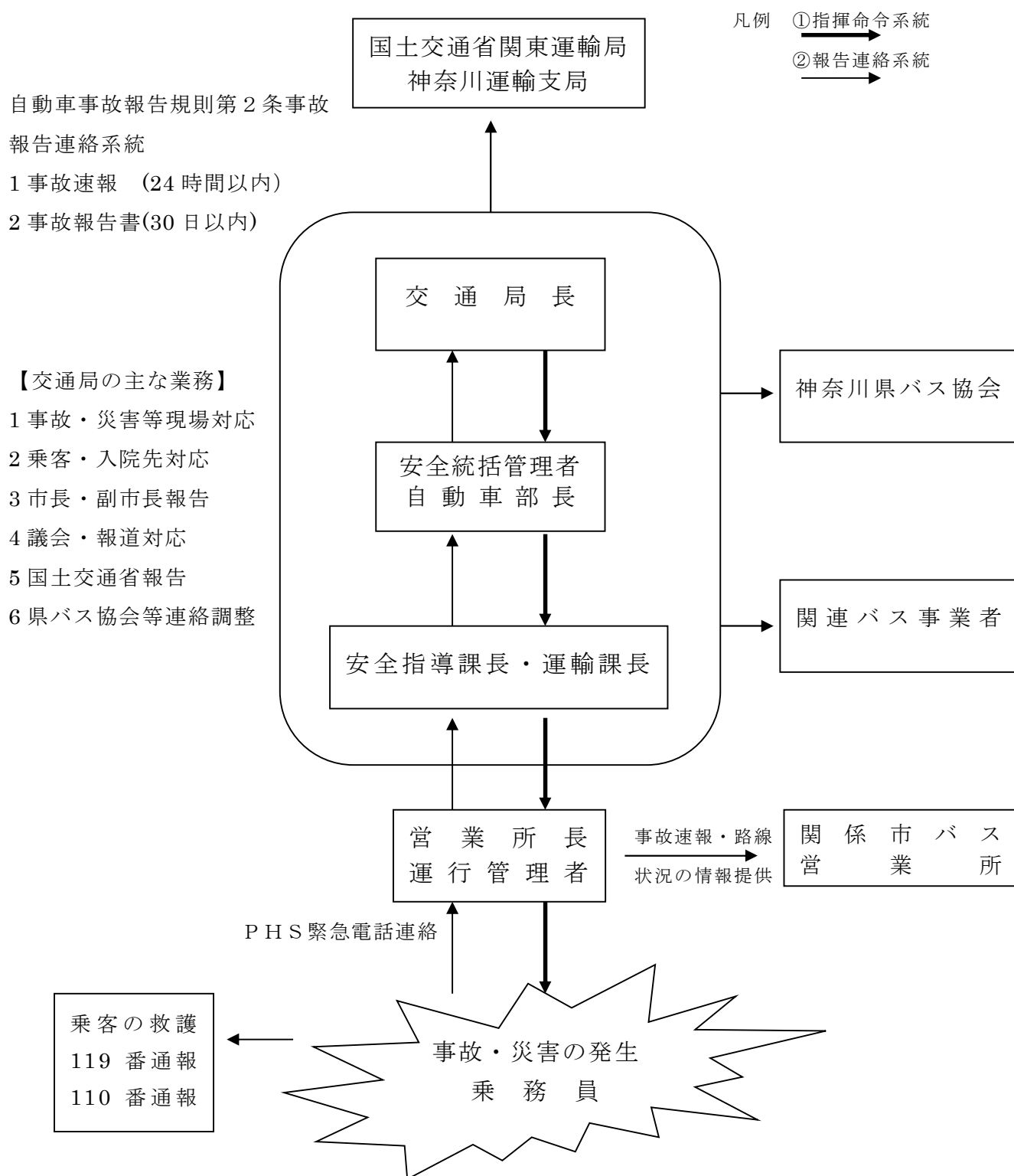
輸送の安全に関する費用支出及び投資は、輸送の安全対策が効果的に行われるよう重点的かつ効率的に行います。

区 分	数 量
バリアフリー対応バスの購入	ハイブリッドバリアフリー対応バス6両 最新規制適合バリアフリー対応バス36両
バス停留所施設の整備	停留所上屋12か所 照明付停留所標識20基
輸送の安全に係る各種教育 研修	全乗務員対象及び個別教育・研修、内部講師の充実、 適性診断等
運行管理体制の改善	運行管理マニュアル整備、乗務員ハンドブックの見直し、 外部機関による点検・検証
安全機器類の保守	アルコールチェッカー、ドライブレコーダーなど安全機器 類の保守
総 額	1, 088, 615千円

輸送の安全に関する組織体制及び指揮命令等系統



事故・災害等に関する報告連絡体制及び指揮命令系統



【事故、災害等発生時の連絡方法】

営業所は、交通局本局の勤務時間内のときは自動車部安全指導課に、勤務時間外・休祭日のときは、緊急連絡網により本局担当者の自宅又は携帯電話により報告する。

【大規模な事故、災害等発生時の場合】

バスジャック対応マニュアルに記載する緊急対策本部に準じた方式で組織編制する。